

江戸時代の社会状況と被差別民の様相

1 目 標

- (1) 江戸時代の社会の様相(百姓の生活)を理解する。
- (2) 江戸時代は、役負担に基づく身分制社会であり、社会の中で差別があたり前であったことに気づく。
- (3) 江戸時代の被差別民の生活と周りの民衆の意識について理解する。
- (4) 江戸中期以降、なぜ差別が強化されたのかということについて理解し、民衆の差別意識が大きな要因となっていることに気づく。

2 学習計画 全3時間

- (1) 江戸時代の社会状況と百姓の暮らし(1時間)
- (2) 身分制度の確立と被差別民の様相(2時間)

3 展 開

- (1) 江戸時代の社会状況と百姓の暮らし

主な学習活動	留意点
<p>1 これまで習ってきた江戸時代の事柄で、知っていることをあげる。</p> <p>2 百姓生活ロールプレイを行う。 ・二人一組となりA場面の演技と、B場面の演技を行う。 ・演技をしない生徒は演技を見る。</p> <p>・どちらの百姓像が当時の姿だと思うか各自が判断する。</p> <p>3 これまで習ってきた、江戸時代の事柄について各自が振り返る。</p> <p>江戸時代、百姓の生活は必ずしも悲惨ではなかったことを知る。</p> <p>4 江戸時代は、「役」に基づく「身分制社会」を形成していたことを理解し、それぞれの身分の中で、「らしさ」が強調される社会であったことを理解する。</p>	<p>生徒のあげる事柄が、江戸時代前期に集中していた場合は、江戸時代全般の把握の必要性を伝える。</p> <p>資料1 ロールプレイシナリオ(P103) 生徒同士で百姓の生活についてロールプレイをさせる。 A：生活が苦しかったという百姓。 B：苦しい面もあったが比較的安定という百姓。 各自に挙手させ、どちらが正しいかこれから学習していこうと促す。</p> <p>いわゆる「慶安の御触書」・百姓一揆の発生件数・年貢高などについて習った内容を確認する。</p> <p>資料2 百姓一揆と百姓の生活(P104~105) いわゆる「慶安の御触書」の内容と現実の相違、百姓一揆の割合、百姓の生活やその他の事柄の捉え方などについて説明し、江戸時代に対する生徒の固定観念を揺さぶる。 地域により差があり、苦しい生活ばかりではなかったことをつかませる。</p> <p>資料3 それぞれの身分における「役」負担(P106) 江戸時代は役負担による「らしさ」が強調された社会であったことを説明する。 また、それぞれの身分内でも差別があったことについて説明する。</p>

5 本時で理解したこと、気づいたことを振り返りシートに記入する。	江戸時代の評価が大きく変わっていること、それにあわせて江戸時代の社会状況や身分制度についても新しい研究成果が取り入れられていることを説明し、振り返りシートに記入させる。
----------------------------------	--

トピック：「慶安の御触書」は存在しなかった？

1649（慶安2）年に出されたとされる「慶安の御触書」は、江戸時代の農民観の基になっていた資料であるが、この資料の存在は疑われていて、17世紀後半頃に甲州や信州で流布していた「百姓身持之事」という、地域的な教諭書を源流としたものではないかといわれている。山本(2002)は、甲府徳川藩の「百姓身持之覚書」を「慶安の御触書」として広めた人物は、幕府学問所総裁林述斎であると述べ、御触書が「慶安」と名付けられているのは、儒学者の林家が最も華やかな時代であること、時代の転換期であったためではないかと述べている。明治時代になると「慶安の御触書」は、「徳川禁令考」という幕府法令集に収録され今日に至っている。「慶安の御触書」が一藩の教諭書ならば、これをもとに江戸時代の農民の状況を述べることは一考が必要である。

【参考】山本英二 「慶安の触書は出されたか」 2002 山川出版社

資料1 ロールプレシナリオ

- A
- 百姓 おい、また御触書が出されて、俺たちの生活や仕事について、なんだかんだと細かく制限しているぞ。
- 百姓 またか、いったい御領主様はどれだけ俺たちを締めつけるんだ。
- 百姓 そうよ。これじゃあ、俺たちは生きていけないぞ。
- 百姓 御領主様に直訴して、だめなら近隣の村の者たちにも声をかけて、一揆を起すしかない。
- 百姓 生きるか死ぬかじゃ、腹を括らにゃならん。
- 百姓 よっしゃ、さっそく人集めじゃ。

- B
- 百姓 おい、また御触書が出されて、俺たちの生活を細かく制限しているぞ。
- 百姓 いつものことじゃ、目立たぬようにしていれば、少々のはわからんて。
- 百姓 そうじゃの、これまでの触書もそのようにして切り抜けてきたからの。
- 百姓 しかし、村にかけられた年貢だけはきちんと納めておかんと、何もできんからそれだけは抜かりなくな。
- 百姓 そうじゃ、そうじゃ。役負担さえ果たしておれば、お咎めはほとんど心配いらぬからな。
- 百姓 役負担さえきちんと果たしておればな。

資料2：百姓一揆と百姓の生活

江戸時代の一揆の発生状況

江戸時代を通して発生した百姓一揆の数	約3000回
江戸時代の藩の数	約300藩
江戸時代に存在した村の数	少なくとも10000村

これらのことから、百姓一揆の発生率は？

$$\frac{3000 \text{回}}{\text{全国にあった村の数} \times 260 \text{年間}} \approx \frac{1}{900}$$

結果的に、百姓一揆の発生率は0.01未満であったことになる。

江戸時代の社会の様子

検地	慶長検地・寛永慶安検地・寛文延宝検地・元禄検地 江戸時代を通じて行われた検地は上記の4回。新田に関しては、新田のみで実施。 制度上検地は前期で終了し、中期以降は実施されていない。	
幕府の方針 (直轄領において)	「覚」7か条	1603(慶長8)年に出された幕府の百姓の統制基本方針。この覚えに基づき直轄地の百姓を支配
	百姓に対して	代官・領主に非がある場合には、所定の手続きにより、百姓は代官・領主を村から立ち退かせることができる。
	武士に対して	「百姓をむさと殺候事御停止たり」(百姓を理由なく斬り殺すことはやめるように)

百姓の生活と農作物

米	早稲	成熟期の異なる品種の栽培により、豊凶差の危険を分散	畑作 (種類)	粟・161種類	大麦・143種類	大豆・129種類
	中稲			類	大根・21種類	里芋・24種類
	晩稲					
休日	正月・小正月・盆・五節句・産土神祭礼・苗取り・田植え・稲刈り後など					
	18世紀以降、上記の休みは娯楽性の強い遊び日として意識されるようになっていく。					
年間休日数	平均30~40日 最大約80日					

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る部落史学習」 2001

佐藤常雄・大石慎三郎 「貧農史観を見直す」 1995 講談社現代新書をもとに作成

江戸時代は地域差があり、百姓支配・農業生産・生活の差が存在することを忘れてはならない。

土佐藩における統制(服装規定を例として)

百姓に対して			被差別身分の人々に対して		
1683(天和 3)	庄屋百姓	藍染・渋染・木の皮染 ・無紋無地			
1692(元禄 5)	庄屋百姓	藍染・渋染・木の皮染 ・無紋無地 ×足袋・傘			
1719(享保 4)	百姓	×足袋・傘	1719(享保 4)	ご ぜ	染め・白ちらし縞小紋
1750(延享 5)	百姓	白ちらし・布木綿	1750(延享 5)	座頭・ごぜ	布・木綿・帯・下着 ×巻物
1806(文化 3)	百姓	×雪駄	1799(寛政 11)	穢多・長吏	×本結いを巻いて髪結い
1809(文化 6)	百姓町人	×頭巾・傘・下駄・杖	1834(天保 5)	穢 多	本結・櫛巻
			1839(天保 10)	穢多・長吏	×脇差・傘 脇差(長吏のみ可)・櫛巻

松本瑛子 「土佐藩の服装規定」 『土佐史談 204号』 1997 をもとに作成

×印がついているものは禁止されたもの。

無印のものは許容されていたもの。

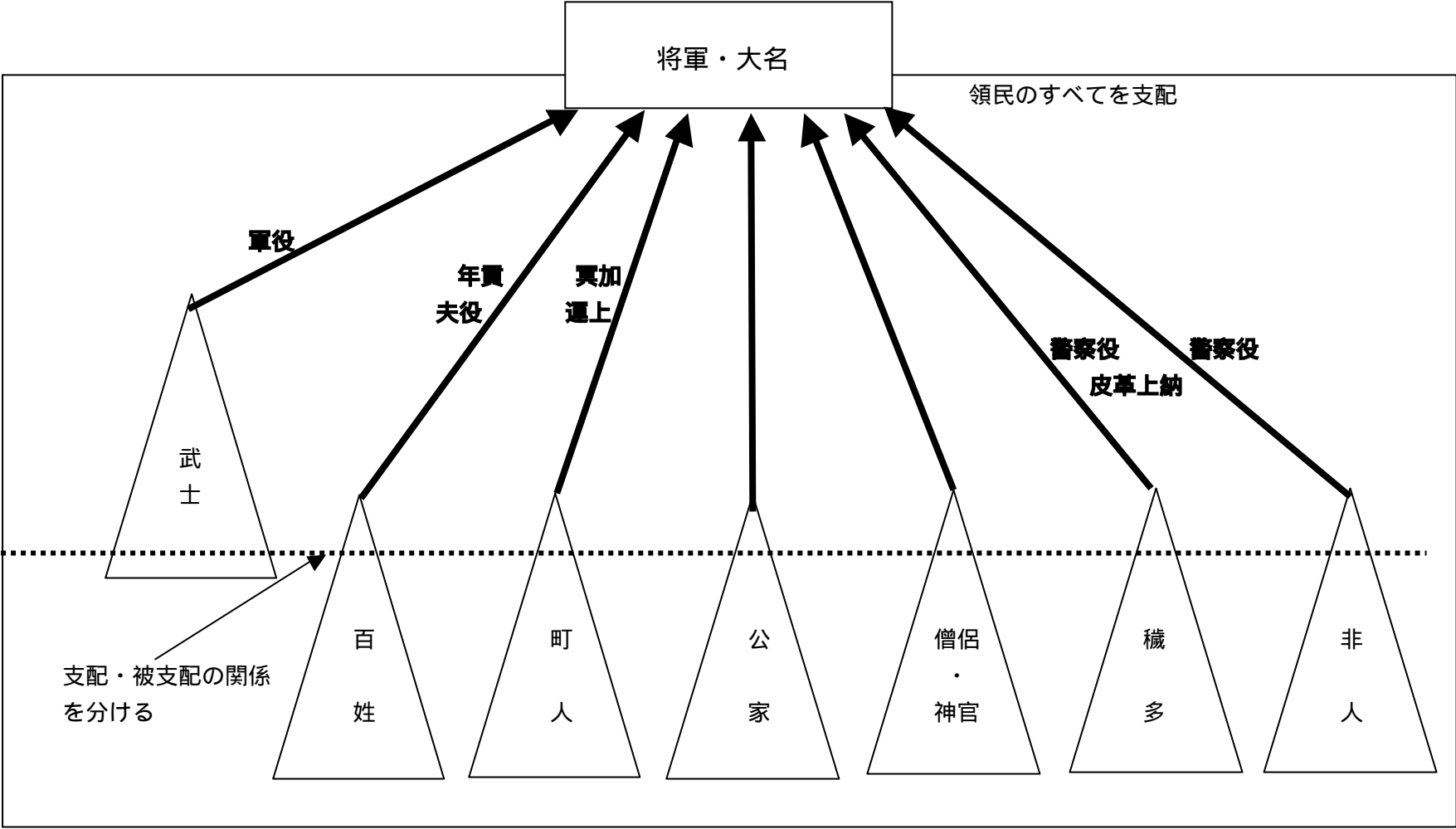
被差別身分の人々に対する服装規定に関わる統制は、18C前期より行われている。

百姓たちは、藍染・渋染の衣服を着ていたことがわかる。

「ごぜ」・・・三味線を弾き、歌を歌いながら各地を巡り歩いた視覚障害者の女性旅芸人。

「長吏」・・・土佐藩では「穢多頭」を指し、村における庄屋に相当すると考えられる。

資料3：それぞれの身分における「役」負担



(2) 身分制度の確立と被差別民の様相

主な学習活動	留意点
<p>1 部落史に関する問題に答える。</p> <p>2 江戸時代は武士・百姓・町人と被差別民がどのように位置づけられていたのかについて考える。</p> <p>3 被差別民は、地域社会外の存在とされ、日常から排除されていたことに気づく。 ・誰が排除していたのか考え、民衆が排除していたと同時に、一方ではつながっていたことに気づく。</p> <p>4 被差別民の人口増加は多様な収入源によるものであり、平均的な生活状況は、百姓と大差がなかったことを理解する。</p> <p>5 江戸時代の中期以降、「身分らしさ」の維持による秩序強調から、各藩で差別強制の法令が出されたことを理解する。</p> <p>6 本時の学習の中で、理解できたこと、気づいたこと、感想などを書く。</p>	<p>資料 4 部落史関連問題(P108) 本時の動機づけとする。</p> <p>資料 5 江戸時代の各身分の関係(P109) 江戸時代は居住地で身分が決まったこと、被差別民は、地域社会外の存在であったことを説明する。</p> <p>資料 6 別器・別火など (P109) 別器・別火・別婚と併せて、民衆の穢れ意識、差別意識について説明する。同時に経済的・文化的なつながりがあったことをつかませる。</p> <p>資料 7 江戸時代の人口の推移(P110) 人口増加がなぜ起こったのかということについて考えさせる。 様々な生業により、財力があつた例や、飢饉の時も乗り切れたことなどを説明する。</p> <p>資料 8 皮革業などによる収入(P110) 皮革業による収入が大きかったことをつかませる。</p> <p>資料 9 幕府・各藩の差別強制令(P111) 差別強化の法令は、秩序維持や民衆のねたみ意識が背景にあることを説明する。 経済的地位を確立した被差別民の人々の様子と、権力側が差別を強制したことを説明する。 嘆願書などの提出による抵抗、渋染一揆などについて説明する。</p> <p>資料 10 振り返りシート(P112)</p>

トピック：被差別民への偏見・差別の誤りを指摘した人々

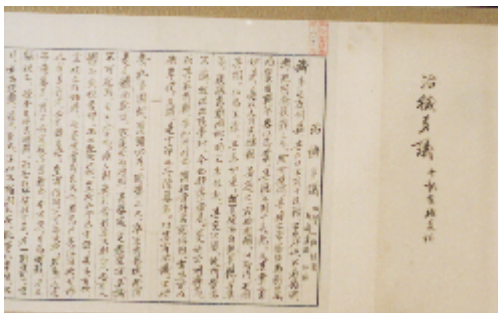
近世社会は、大石(1995)に言わせると「総差別の時代」であり、すべての階層において「差別」があった時代であるが、中には被差別民への偏見の不合理さ、差別の誤りを指摘した人々がいた。前者では「別火の制」を神官の愚かごとと退けた中井履軒が、後者では「穢多」の解放を主張した千秋藤篤がいる。中井は「年成録」で、葬式に使った火で煮炊きをしようが煮炊きした火を葬式で使おうが、どちらも同じ火でありケガレがうつると忌み嫌うのは愚かごとであると述べる。千秋は加賀藩の武士で、「治穢多議」において「穢多」の存在の不合理性、段階的に穢多を解放し良民に組み込むことがもたらすメリットについてあげている。千秋の解放論には、政治・経済的な改善政策的な側面はあるが、人間平等の視点、陋習にとらわれていない点などから、近世においては突出した解放理論であったといわれている。

【参考】京都部落史研究所編 「京都の部落史5 史料近世2」 1995 阿吽社

原田伴彦 「被差別部落の歴史」 1975 朝日新聞社

斎藤洋一・大石慎三郎 「身分差別社会の真実」 1995 講談社

現代新書



「治穢多議(「えた」おさむるのぎ)」

佐川町立青山文庫所蔵

資料4 部落史関連問題

部落史関連問題

次の各問いで、正しいと思うものには を、誤っていると思うものには×をつけてください。

被差別民以外の人々は、被差別民と関わりをもっていなかった。

[]

江戸時代では、被差別民との結婚は処罰の対象となっていた。

[]

江戸時代は3000万人にまで人口が増えるが、被差別民の人口は逆に減っていった。

[]

江戸時代の被差別民の生活は、どこの村も非常に苦しかった。

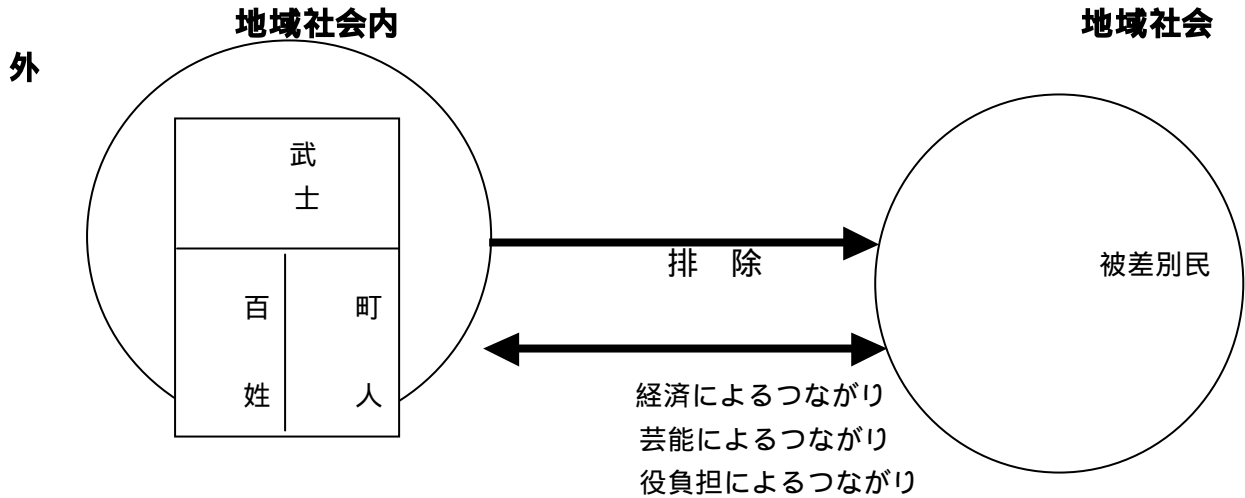
[]

江戸時代の中期以降に出された差別を強制するようなお触れは、支配階級であった武士が、税の取り立ての強化による農民の不満を逸らすために出された。

[]

答え： × × × ×

資料5 江戸時代の各身分の関係



資料6 別器・別火など

種類	事例	資料
別器 別食	同村煮売店へ同所之穢多数人参り、酒肴拵出し給へとて、云より早く座敷へ通るとする所を、亭主見咎め不届き千万夫れ相い成らず。庭の端しとて筵敷き渡し酒肴拵遣わし夫れより飲食す。	大変記
別火	此山にて綺麗なる者は火也。家により末代火を消す事なし。女月のさわり有れば火のもやとて別屋有て夫へ退く。兼て世帯道具を入れ置き別火也。	皆山集 第6巻 寺川郷談
	穢多の称、元来不浄を取扱ふを職業とし、人民一般信仰すべき神仏をも拝する事能はず、民中の度外にあり、是其年久しく汚業をなす風習に安んじ平民と火を同じくせざるものにして、今俄に平民の籍に入るとも従来の平民の忌み嫌われるは固より自然の事なり。	土佐藩政録
別婚	穢多身分の女姓と結婚し、また穢多を素人として奉公人にさせたものに対し、穢多仲間に加え、敵の処分、身柄を其他穢多村年寄に引き渡すことと評議した。	御仕置例類集
	穢多身分を隠して素人と結婚し、穢多を多人数、素人家に奉公させる世話をした女に対し、30日の手鎖の処分とし、身柄を其他の穢多村年寄に引き渡すことと評議した。また、この結婚を世話した穢多、また奉公した穢多らは急度叱り置きの処分とすることと評議した。	御仕置例類集
	【補足】特に定められた法令はないが、それだけに別婚は「当たり前のこと」として認識されていたとの説明を齋藤(1995)は行っている。	身分制社会の真実

同和教育資料作成委員会 「高知市同和教育資料集 史料編 新版」 1992
高知市教育委員会

平尾道雄編 「皆山集」 第6巻 1973 高知県立図書館

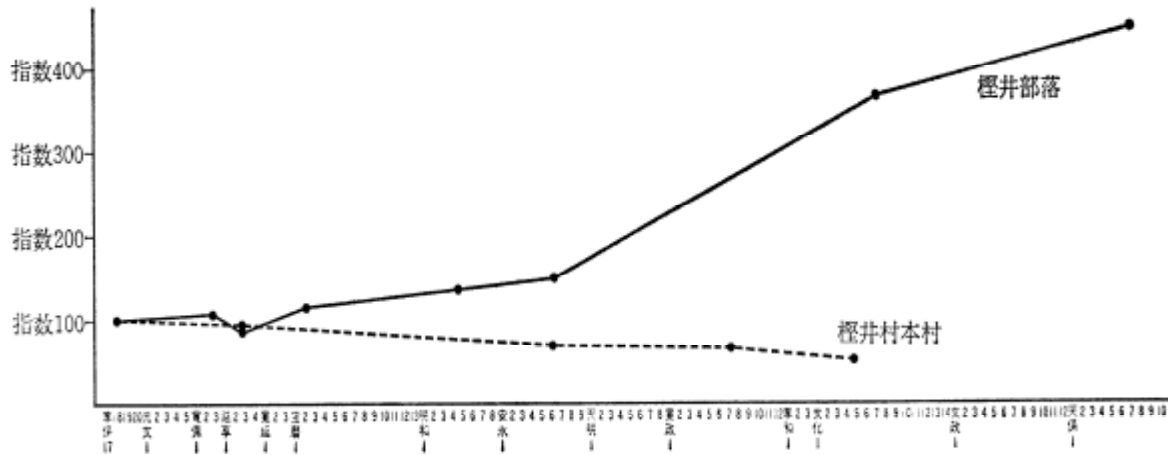
「御仕置例類集」 小林 茂編 『近世被差別部落関係法令集』 1981 明石書店

齋藤洋一・大石慎三郎 「身分制社会の真実」 1995 講談社現代新書

をもとに作成

資料7 江戸時代の人口の推移

和泉国^{ひね}日根郡^{かしい}樫井村の場合



(樫井部落史研究協議会編『樫井部落の歴史』)

稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」 1993 解放出版社

資料8 皮革業などによる収入

普通の下駄と皮を使った履物の値段の比較

普通の下駄 . . . 50文 (現在の金額では1200円くらい)

皮の鼻緒付の下駄 . . . 100文 (現在の金額では2500円くらい)

雪駄 (裏革を張った物) . . . 1000文 (現在の金額では25000円くらい)

牛一頭の前皮 (元値) = 300万円ほど。

ある部落の倉庫には、原皮が50万枚 (1兆5千億円分) あった。

讃岐高松藩 1840年頃 皮・骨・肉の売り上げは3万両の記録。

(当時は金1両=銭1千文で大人が1年間生活できた)

3万両 = 約7億5000万円となる。

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る部落史学習」 2001 をもとに作成

資料9 幕府・各藩の差別強制令

1693年	美濃大垣藩	「穢多」・「非人」を別帳にするようにとのお触れを申し渡した。
1713年	長州藩	被差別民に対して厳しい取り締まり規制を申し渡す。
1780年	土佐藩	「穢多」の風紀が良くないとして、取り締まりの覚書きを出す。
1806年	土佐藩	昔から申しつけてきたことが守られてなく、生活が百姓と紛らわしいだけでなく、商人や百姓を頼っている。このようなことは百姓との差別がなくなる行為であり、まったくけしからんことなので、今後は厳しく調べ上げ必ず罰する旨を申し渡す。
1839年	幕府	「穢多」の形態について、寛政10年(1798)の触れ(髪型への規制・外出への規制などについて触れたもの)を再度申し渡した。
1843年	尾州藩	「乞食」・「穢多」・番「非人」らの着物にそれぞれ身分を示す色の襟をつけるように申し渡した。
1851年	幕府	「穢多」は近年風俗が悪化し、町家に難題などを申しかけるものがでてきたので、もし法外の所業に及ぶものがあれば、早々訴え出るように申し渡した。
1867年	土佐藩	平人が「穢多」と密通した者は「穢多」とする。「穢多」と飲食を共にした者は皆「穢多」とすると申し渡した。

【参考】 「憲章簿」 「近世被差別部落関係法令集」 「土佐藩・高知藩法制の研究」他より

